

博物館経営論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 令和4年(2022)4月に博物館法の一部を改正する法律(以下、「改正博物館法」という。)が成立した。改正博物館法に関する以下の問に答えなさい。

(1) 改正博物館法の中心となった博物館登録制度の見直しでは、設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることになり、従来は登録博物館となりえなかった株式会社立・学校法人立・社会福祉法人立等が登録可能となった。

上記の法人類型において、「大学博物館」は、地方の公立博物館とどのような点で異なるのか、その特徴について100字程度で説明しなさい。(10点)

(2) 改正博物館法では、博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物や情報の交換等の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとしている。そこで博物館同士における連携事例を前述の例示以外に2つ以上挙げて100字程度で説明しなさい。(10点)

(3) 令和2年(2020)に新たに成立した文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の中で、博物館は重要な役割を果たす施設として位置付けられている。文化観光において博物館が果たす役割について100字程度で説明しなさい。(10点)

2. 令和4年(2022)8月にICOM(国際博物館会議)のプラハ大会において以下の博物館の新定義案が可決された。

「博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈し展示する。一般に公開された、誰もが利用できる包摂的な博物館は、多様性と持続可能性を促進する。倫理的かつ専門性をもって、コミュニティの参加とともにミュージアムは機能し、コミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識の共有のための様々な体験を提供する。」(ICOM日本員会仮訳：令和4年(2022)10月時点)

この定義に関連した以下の問題に答えなさい。

(1) 博物館の倫理的側面について、ICOMが制定している職業倫理規程(2004年)は、博物館の事業・資源について、使命等の声明、アクセス、災害に対する保護、財源、人員、収蔵品、収集と研究、展示、鑑定サービス、法的枠組み、専門的事業等の観点から言及している。そこで前述の観点のどれかを取り上げ、博物館、博物館職員または博物館に関連する組織等がとるべき行動・実践について100字程度で説明しなさい。(10点)

(2) 以前の定義ではみられなかった文章のひとつとして「誰もが利用できる包摂的な博物館」という一文がある。この一文について、想定しうる対象者を明確にした上で、その方々に対してどのような取組を実施することができるのか、自分の考え、または実例を用いて200字程度で説明しなさい。(20点)

3. 従来、博物館の施設は、その設置に伴い新たに建設・整備されることが一般的である。

しかし、今日では営利企業のオフィスのように、賃貸借契約によってテナントビル等のフロアを博物館施設として活用する例も散見される。この場合のメリットとデメリットについて、それぞれ100字程度で説明しなさい。(各10点、合計20点)

4. 以下は、現状の登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例を説明した文章である。

以下の文章の①～⑩の()に適切な語句を下の語群から選び、ア～コの記号を入れて完成させなさい。(同じ番号には同じ記号が入る)(各2点)

(1) 美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会(①)の(②)の負担が増大していた状況を踏まえ、借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は(①)が負担し、それを超える部分を国が補償する。

(2) (③) 美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が (③) し、(③) した美術品を美術館において (④) する制度。登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を (⑤) する施設が、(③) 美術品を (④) することのできる美術館となることができる。(③) 美術品は、(⑥) が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。

(3) 特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を登録博物館及び博物館相当施設からなる (⑦) 先美術館へ (⑦) していた者から、(⑥) 又は遺贈によりその特定美術品を取得した (⑦) (⑥) 人は、(⑦) 先美術館への (⑦) を継続する場合、その (⑦) (⑥) 人が納付すべき (⑥) 税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する (⑥) 税の納税が猶予され、(⑦) (⑥) 人の死亡等により、納税が猶予されている (⑥) 税の納付が免除される。

(4) 希少野生動物種 (⑧) 規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、(⑧) 等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、(⑤) ・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の (⑧) を行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。登録博物館又は博物館相当施設における (⑤) のために (⑧) 等をする場合 (生きている個体に係るものを除く)、これらの事前の許可申請が免除され、事後 30 日以内の届出・通知だけで (⑧) を行うことが可能。

(5) (⑨) の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、(⑩) と同様に、その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて (⑨) を複製することができる。また、国立国会 (⑩) が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な (⑩) 資料 (絶版等資料) による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

語群									
ア	寄託	イ	図書館	ウ	譲渡し	エ	公開	オ	損害保険料
カ	登録	キ	展示	ク	相続	ケ	主催者	コ	著作物